

第7回豊中市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年1月29日（月）午後4時30分から午後5時
2. 開催場所 豊中市役所第二庁舎5階第1会議室
3. 出席委員 （14人出席、1人欠席）

【会長】 辻 博美

【委員】 今井 清 伊山 雅美 浦野 芳博 川上 幸雄
住田 英二 高島 邦子 中尾 常雄 中尾 祐子
西本 健一 半田 益宏 松尾 眞一 光久 修平
山本 隆史

【欠席委員】 吉村 敬

4. 議事日程

報告第15号 農地法第4条の規定による転用届出（専決分）について

報告第16号 租税特別措置法第70条の6第1項の規定による継続証明について

議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について

議案第4号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認申請について

その他

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 山本 貢司 局長補佐 塩川 綾乃 副主幹（書記） 渡辺 和彦

6. 会議の概要

山本局長 ただ今から第7回豊中市農業委員会を開会します。豊中市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行は社会長にお願いいたします。

議長 ただ今から第7回豊中市農業委員会を開会します。
本日は吉村委員から欠席の連絡が入っています。14名の委員が出席され、定足数に達していますので、本委員会は成立しています。
議事録署名委員について、慣例により出席委員の中から名簿順に、今井委員と伊山委員を指名します。
次に、本日の議事日程を事務局から報告します。

渡辺書記 <議事日程を報告>

議長 それでは、ただ今から審議に入ります。
日程第1、報告第15号、農地法第4条の規定による転用届出の専決分についてです。
1番について、松尾委員から報告願います。

松尾委員 1番について、報告します。
届出人は桜の町●丁目の●さんです。
本件の場所は桜の町●丁目で、1月16日に現地調査を行いました。
地番、地目、面積、転用目的は議案書に記載のとおりで、既に転用されていますが、始末書も添付されており、やむを得ないものと見てまいりました。
以上、報告します。

- 議長 　ただ今の報告に基づいて、1月23日に受理通知書を発行したものです。
次に、日程第2、報告第16号、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による継続証明です。
本件は、農地の相続税の納税猶予を受けておられる方が、農地の利用状況について、3年ごとに税務署へ提出するために必要な証明です。
1番について、西本委員から報告願います。
- 西本委員 　1番について報告します。
農業相続人は尼崎市の●さんです。
適用農地は原田南●丁目、地番、地目、面積は議案書に記載のとおりです。
12月19日に現地調査を行い、利用状況欄に記載のとおり作付けをされており、適用農地について耕作されていることを確認しましたので、報告します。
- 議長 　ただ今の報告に基づいて、1月4日に証明を発行したものです。
2番について、事務局から報告願います。
- 渡辺書記 　2番について報告します。
適用農地が桜の町●丁目と上野坂●丁目であり農業委員の担当地区としても分かれていますので、報告につきましては一括して事務局より報告させていただきます。
農業相続人は桜の町●丁目の●さんです。
適用農地は桜の町●丁目と上野坂●丁目、地番、地目、面積は議案書に記載のとおりです。
12月19日に現地調査を行い、利用状況欄に記載のとおり作付けをされており、適用農地について耕作されていることを確認しましたので、報告します。
- 議長 　ただ今の報告に基づいて、1月4日に証明を発行したものです。
3番について、事務局から報告願います。
- 渡辺書記 　3番については、社会長の担当地区ですので事務局から報告します。
農業相続人は走井●丁目の●さんです。
適用農地は走井●丁目、地番、地目、面積は議案書に記載のとおりです。
12月28日に現地調査を行い、利用状況欄に記載のとおり作付けをされており、適用農地について耕作されていることを確認しましたので、報告します。
- 議長 　ただ今の報告に基づいて、1月4日に証明を発行したものです。
次に、日程第3、議案第3号、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について、を議題とします。
1番について、事務局から説明願います。
- 渡辺書記 　この証明は、生産緑地法の規定により、生産緑地を豊中市に買取り申出する場合に必要な証明です。
申出理由が死亡または故障の場合に、その方が農業の主たる従事者であったことについて、農業委員会による証明が必要となります。
それでは、1番について説明します。
本件は、農業に従事する者の故障で、生産緑地法第十条に該当するものです。
証明申込人は小曾根●丁目の●さんで、●により通院中であり、高齢でもあることから農業従事は不可能であると診断されています。

申出地は、北条町●丁目で地番、地目、面積は議案書に記載のとおりです。●さんは毎年、農業委員会に提出いただいている農地台帳申告書には農業経営主としての申告をされておりまして。このことから、農業の主たる従事者の要件を満たしていると考えます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長 地区担当の伊山委員いかがですか。

伊山委員 ただ今、事務局から説明がありましたとおり、申込事由の生じた●さんは農業の主たる従事者として農業経営に従事されていたことを報告します。

議 長 ただ今の説明および報告について、ご意見ございませんか。

<異議なしの声>

議 長 異議なしと認めます。1番について証明することに決定しました。

次に、日程第4、議案第4号、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認申請について、を議題とします。

事務局から説明願います。

渡辺書記 議案書とともに、参考にお配りしております今年度の市民農園の募集案内をご覧くださいければと思います。それでは説明します。

特定農地貸付けにより、個人が所有する農地を市民農園として開設するためには、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき、農業委員会の承認を得る必要があります。

現在開設されている農園のうち、2年前の令和4年（2022年）1月24日に開催されました第19回農業委員会にて承認され、開設されてきた農園につきましては、本年3月15日で期間が満了となります。

今回はこの時と比べまして1つの農園が閉園となっており、9農園、8名の方から承認申請がありました。

すべて土地所有者の農家の方が開設される市民農園で、利用対象者は市在住の人で1世帯1区画の申込になります。契約期間は農業委員会で承認を得た日から令和8年（2026年）3月15日までとなります。

その他、今回申請のありました農園の所在、地番、地目、面積、開設者の住所・氏名、農園名、予定区画数はそれぞれ議案書に記載のとおりです。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長 ただ今の説明について、ご意見、ご質問などはございませんか。

<異議なしの声>

異議なしと認めます。本件について承認することに決定しました。

次に、その他の案件として、農業委員会系統組織による「能登半島地震義援金」の募集についてを議題とします。

本件について、事務局から説明をお願いします。

渡辺書記 「能登半島地震義援金」について、ご説明いたします。

この度、農業委員会系統組織において、被災された農業者等の皆様の今後の経営と生活の回復を図り、一日も早い復興を支援するため、義援金募集活動に取り組むこととなりました。

つきましては、個人による送金を基本としており、送金手数料は各自でご負担いただき

ますが、市町村農業委員会毎にとりまとめの上、送金することもできますので、ご協力いただける場合は2月末日までにお名前・口数を事務局までご報告のうえ現金をご持参いただきますようよろしくお願いいたします。

議長 　ただ今の説明について、ご意見、ご質問などはございませんか。

＜異議なしの声＞

次に、次回の農業委員会の日程について、事務局から説明します。

塩川補佐 　次回の委員会の日程ですが、2月28日（水）に開催したいと考えております。

開会は午後4時で、場所は豊中市役所第一庁舎2階大会議室で調整中です。

現地調査は午後2時からとし、調査班は吉村委員と中尾常雄委員ですが、農地法第3条許可申請が提出された場合のみ実施します。

以上の日程で行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 　ただ今の説明のとおり、決定してよろしいでしょうか。

＜異議なしの声＞

議長 　それでは、次回の農業委員会と現地調査は、2月28日（水）に決定しました。

これで本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。これをもちまして、本日の委員会は閉会します。ありがとうございました。